

質疑・回答書

告示番号	第67号	件 名	豊中市立庄内小学校及び豊中市立第六中学校解体撤去工事
No	質疑事項	回 答	
1	[文化財調査について] 「図面No.D-005、解体撤去 特記仕様書(2)、1.一般共通事項、その他 ○工事期間中、本工事と同時進行する庄内小学校の文化財調査(別途)と、相互に作業間調整を行うこと。」とありますが、現況配置図や解体フロー図等に記載のある文化財調査範囲は第六中学校敷地内のみです。庄内小学校敷地内にも文化財調査の計画があるという事でしょうか。	庄内小学校敷地内での文化財調査の計画はありません。	
2	[工事車両進入経路の車両通行規制について] 解体工事車両等動線とされている市道庄内中央線、市道穂積菰江線は大型貨物自動車・大型乗用自動車等通行止め規制区間ですが、通行規制解除の警察協議は完了していると考えてよろしいでしょうか。	通行規制解除、通行許可等に関する警察協議は、受注者で行うものとします。	
3	[現場調査について] 現場(建物内)の立ち入り調査は可能でしょうか。	入札前の現地調査は不可とします。	
4	[建物内の残存物について] 解体工事着手時に建物内に残存する家具・家電・什器等はございますでしょうか。その数量は提示頂けますでしょうか。	残存する家具等は、原則図面によるものとし、図示されているものは、原則すべて撤去(本工事)とします。	
5	[工事車両動線の確保に伴う先行撤去について] 「図面No.D-014、仮設計画図 解体フロー図(ステップ1) 工事車両動線の確保の為、支障物の先行撤去を行う」と記載がありますが、ここで示される先行撤去範囲は、植栽帯、フェンス、外部階段、と考えてよろしいでしょうか。先行撤去範囲をご教示ください。	先行撤去範囲としては、植栽帯、フェンス、外部階段とします。ただし、その他の支障物の撤去が必要な場合は、監督職員と協議の上、必要に応じて先行撤去するものとします。	

豊中市総務部契約検査課 TEL 06-6858-2075・2076
 FAX 06-6858-7225
 E-mail keiyaku-kouji@city.toyonaka.osaka.jp